資料３

平成２９年度　塩竈市の子ども・子育て支援事業の主な概要について

１．新のびのび塩竈っ子プランの中間見直し

（１）計画変更の方向性

①計画と実績の乖離

・待機児童の発生…平成 29 年 4 月 1 日現在　3 名

・待機児童の定義の変更（資料 3-1 参照）

②保育需要の検討

・待機児童解消加速化プラン（H29 末まで解消）

→子育て安心プラン（遅くとも H32 末まで解消、H34 末まで 0 を維持、資料 3-2 参照）

女性の就業率 80％に対応できる保育の受け皿整備

③確保策の検討

・認定こども園、小規模保育事業への移行

・幼稚園における 2 歳児の受入れや預かり保育の推進

・企業主導型保育事業の周知・推進

（２）スケジュール

平成 29 年	7 月～	計画変更に係る検討
	12 月	第 2 回　子ども・子育て会議
	秋頃	国へ数値報告
平成 30 年	3 月	第 3 回　子ども・子育て会議
	4 月	計画変更に基づく事業開始

２．塩竈アフタースクール事業

（１）事業概要（資料 3-3 参照）

①教育委員会（学校の敷地内）

既存事業の「わくわく遊び隊」を各校で実施し、スポーツを中心に拡大する

②健康福祉部（学校の敷地外）

長期休業期間や夜間・休日を中心に子どもの居場所を創設

居場所創設の担い手を募集・育成・支援する

（２）スケジュール

平成 29 年	6 月	わくわく遊び隊の拡大に係る業務委託（教育委員会）
		わくわく遊び隊拡大開始（月見ヶ丘小学校）
	7 月	居場所創設の担い手の募集・育成・支援に係る業務委託（健康福祉部）

３．海岸通地区子育て支援施設整備事業

（１）経過

平成 29 年 1 月　復興交付金事業計画（第 17 回）に施設の設計に係る申請

2 月　新浜町保育所保護者説明会

3 月　交付決定

4 月　庁内要望の集約・他施設視察による検討

（２）施設概要（案）

名称	子育て支援施設
位置	塩竈市海岸通 1 番地内
構造・規模	鉄筋コンクリート 2 階建て
延床面積 ＊　面積は概数です。	590.0 ㎡（外園庭 220 ㎡） １階：倉庫、エレベーターホール等　約 70 ㎡（他商業スペース） ２階：子育て支援施設　約 440 ㎡ 子育て支援センター、保育所、一時預かり室 厨房、事務室等 屋上：エレベーター・厨房等　80 ㎡ （外園庭 220 ㎡）
定員	保育所　40 名＜0 歳児：　名、1・2 歳児　名、3 歳以上児　名＞ 一時預り保育　10 名

（３）スケジュール

平成 29 年　7 月　設計事業者へ委託　（基本設計～9 月、実施設計～3 月）

8 月　策定支援会議

10 月　復興交付金事業計画（第 19 回）に施設整備と用地取得の事業申請

平成 30 年　8 月　保留床取得

9 月　事務所棟の工事着手

平成 31 年　1 月　子育て支援施設の整備工事着手

7 月　整備工事完了

待機児童の定義の比較

資料3-1

平成29年度・平成28年度　調査要領より抜粋

	改正後　(平成２９年度)	改正前　(平成２８年度)
地方単独事業を利用している者	3 付近に保育所等がない等やむを得ない事由により、保育所等以外の場で適切な保育を行うために実施している、以下の(1)から(4)までに掲げる事業又は施設において保育されている児童については、待機児童数には含めないこと。 (1)　国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業 (2)　地方公共団体が一定の施設等の基準に基づき運営費支援等を行っている単独保育施策（保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に類するもの） (3)　特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成若しくは就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって、一時預かり事業（幼稚園型）又は預かり保育の補助を受けている幼稚園 (4)　企業主導型保育事業	3 付近に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業がない等やむを得ない事由により、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、 ① 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業で保育されている児童 ② 地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育されている児童 ③ 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成、就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって一時預かり事業（幼稚園型）又は預かり保育の補助を受けている幼稚園を利用している児童 ④ 企業主導型保育事業で保育されている児童 については、本調査の待機児童数には含めないこと。
育児休業中の者	8 育児休業中の保護者については、保育所等に入所できたときに復職することを、保育所入所保留通知書発出後や調査日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、待機児童数に含めること。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めないこと。市区町村は育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。 ※保護者の復職に関する確認方法については、以下のような例により、利用申込み時点に限らず、継続的に確認を行うこと。 (1)　申込みの際に、保護者の復職に関して、確認するためのチェック欄等を設けて確認 (2)　保護者への電話・メール等により、意向を聴取 (3)　保護者に入所に関する確約書の提出を求めて確認	8 保護者が育児休業中の場合については、待機児童数に含めないことができること。その場合においても、市町村が育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。
特定の保育園等のみ希望している者	7 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第42条第1項及び第54条第1項の規定により、市区町村は保育所等に関し必要な情報提供を行うこととされているが、保護者の意向を丁寧に確認しながら、他に利用可能な保育所等の情報の提供を行ったにも関わらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合には待機児童数には含めないこと。 ただし、特定の保育所等を希望することに、特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っていないなどやむを得ない理由がある場合には、待機児童数に含めること。 ※「他に利用可能な保育所等」とは、以下に該当するもの（３．の(1)から(4)までに掲げる事業又は施設を含む。）とすること。 (1)　開所時間が保護者の需要に応えている。(例えば、希望の保育所等と開所時間に差異がないなど。) (2)　立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、自宅から２０～３０分未満で登園が可能など、地域における地理的な要因や通常の交通手段の違い等を考慮した上で、通勤時間、通勤経路等を踏まえて判断する。) ※他に利用可能な保育所等の情報提供については、個別に保護者へ行うことを基本とし、以下のような例により行うこと。 (1)　一次選考後、保留通知を送付する際に、併せて利用可能な保育所等の情報を送付 (2)　他に利用可能な保育所等を保護者への電話・メール等により個別に情報提供 (3)　自治体の相談窓口等で個別に情報提供	7 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めないこと。 ※ 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等とは、 (1) 開所時間が保護者の需要に応えている。(例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど) (2) 立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、自宅から２０～３０分未満で登園が可能など) (3) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の対象となっている施設 (4) 地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）の対象となっており、市町村子ども・子育て支援事業計画の提供体制確保に規定されている施設（保護者の保育ニーズに対応していることが利用者支援事業等の実施により確認できている場合）
求職活動を休止している者	1 保護者が求職活動中の場合については、待機児童数に含めること。ただし、求職活動中であることを事由とした申込みについては、調査日時点において求職活動を行っておらず、保育の必要性が認められない状況にあることの確認がきる場合には、待機児童数には含めないこと。 ※　求職活動を休止していることの確認方法については、以下のような例により行うこと。 (1)　保護者への電話・メール等により、求職活動の状況を聴取 (2)　保護者に以下の書類の提出を求めるなど、求職活動状況の報告により確認 ・　求職活動状況を確認できる証明書類 ・　求職サイトや派遣会社への登録などの活動を証明できる書類 ・　その他、面接等の活動を行っていることが確認できる書類（申込書の写し等）	1 保護者が求職活動中の場合については，待機児童に含めることとするが，調査日時点において，休職活動を休止していることの確認ができる場合には，本調査の待機児童数には含めないこと。

「子育て安心プラン」

資料3-2

【待機児童を解消】

国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を**平成30年度から平成31年度末までの**2年間で確保**。
（遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から平成34年度末までの**5年間で女性就業率80%**に対応できる**約32万人分**の受け皿整備。

（参考）スウェーデンの女性就業率：82.5%（2013）

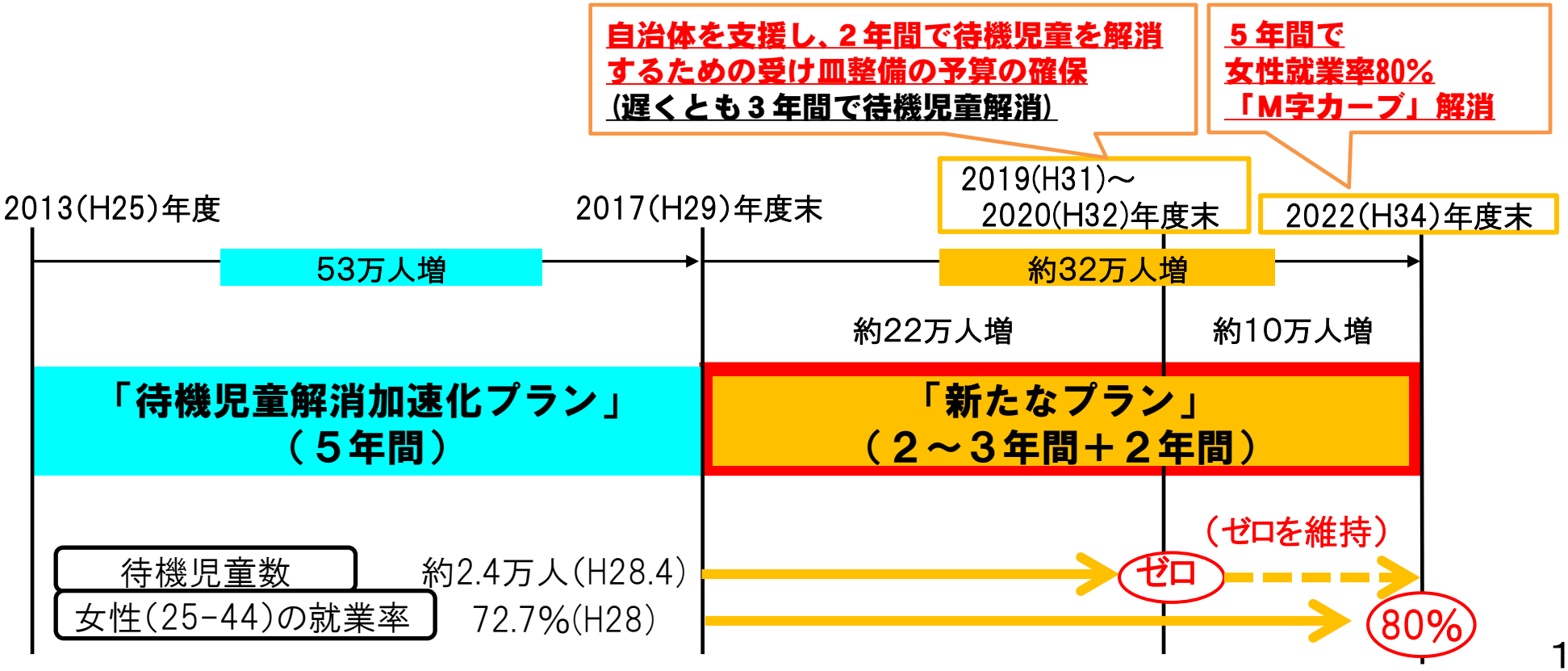

６つの支援パッケージの主な内容

１ 保育の受け皿の拡大

～更なる都市部対策と既存施設の活用、多様な保育を推進する～

- 都市部における高騰した保育園の賃借料への補助
- 大規模マンションでの保育園の設置促進
- 幼稚園における２歳児の受入れや預かり保育の推進
- 企業主導型保育事業の地域枠拡充など
- 国有地、都市公園、郵便局、学校等の余裕教室等の活用
- 家庭的保育の地域コンソーシアムの普及、小規模保育、病児保育などの多様な保育の受け皿の確保
- 市区町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表

  ※市区町村における待機児童対策の取組状況（受け皿拡大量、各年４月１日の待機児童数等）を市区町村ごとに公表。
- 保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- 広域的保育園等利用事業の積極的な活用促進

２ 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」

～保育補助者を育成し、保育士の業務負担を軽減する～

- 処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築
- 保育補助者から保育士になるための雇上げ支援の拡充
- 保育士の子どもの預かり支援の推進
- 保育士の業務負担軽減のための支援

３ 保護者への「寄り添う支援」の普及促進

～更なる市区町村による保護者支援を行う～

- 「保育コンシェルジュ」による保護者のための出張相談などの支援拡大
- 待機児童数調査の適正化

４ 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」

～認可外保育施設を中心とした保育の質を確保する～

- 地方単独保育施設の利用料支援
- 認可外保育施設における事故報告等と情報公表の推進
- 災害共済給付の企業主導型保育、認可外保育施設への対象拡大

５ 持続可能な保育制度の確立

- 保育実施に必要な安定財源の確保

６ 保育と連携した「働き方改革」

～ニーズを踏まえた両立支援制度の確立を目指す～

- 男性による育児の促進
- 研究会を開催し育児休業制度の在り方を総合的に検討

（参考）「子育て安心プラン」の支援施策のポイント

待機児童が解消困難な要因

①１、２歳児の待機児童が７割超

待機児童	H25年度	H28年度
合計	22,741人（100%）	23,553人（100%）
０歳児	3,035人（13.3%）	3,688人（15.7%）
１、２歳児	15,621人（68.7%）	16,758人（71.1%）
３歳児以上	4,085人（18.0%）	3,107人（13.2%）

②女性就業率、保育申込者数、１、２歳児の保育利用率は、加速化プラン前と比べ、約２倍の伸び

	加速化プラン前	加速化プラン後
女性就業率	＋0.6ポイント／年	＋1.25ポイント／年
保育申込者数	＋4.8万人／年	＋9.0万人／年
１、２歳児保育利用率	＋1.4ポイント／年	＋2.7ポイント／年

③待機児童は「都市部」に多い

・ 東京23区の待機児童割合（待機児童数/申込者数）は高い（東京23区 3.14% その他の市町村 0.75%（H28））

・都市部における土地の確保が困難（目黒区、渋谷区、中野区等）
・大規模マンションの建設（中央区、江東区、板橋区等）
・人口流入等予想を超えての就学前児童数の増加（目黒区、世田谷区、江東区等）

子育て安心プランの対応

①「１、２歳児」の受け皿整備を強力に推進。

自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための受け皿整備の予算の確保
（遅くとも3年間で待機児童解消）

（１、２歳児の受け皿整備量）
年間4.2万人（加速化プラン）→年間5.1万人（子育て安心プラン）
（促進策）
・幼稚園における２歳児の受入れ拡大
・小規模保育の普及
・家庭的保育の地域コンソーシアムの普及
・企業主導型保育の推進

②「M字カーブ」解消のため、女性の就業率80%に対応できる受け皿整備

・H34年度末までの５年間で約32万人

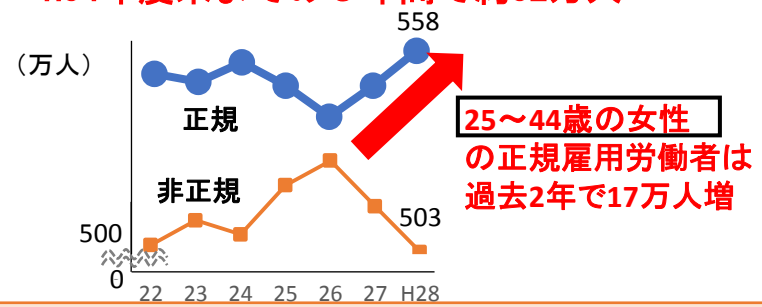

③－１ 土地の確保、既存施設の活用の推進

・都市部における高騰した保育園の賃借料補助
・大規模マンションでの保育園の設置促進
・幼稚園の活用や学校の空き教室の活用

③－２ きめ細やかなサービスの展開

・保育コンシェルジュの全国的な普及促進
・市町村ごと、更に市区町村内における「保育提供区域」ごとの待機児童の解消状況の公表

資料3-3

塩竈市が取り組む
子どもたちの放課後・休日等の事業イメージ

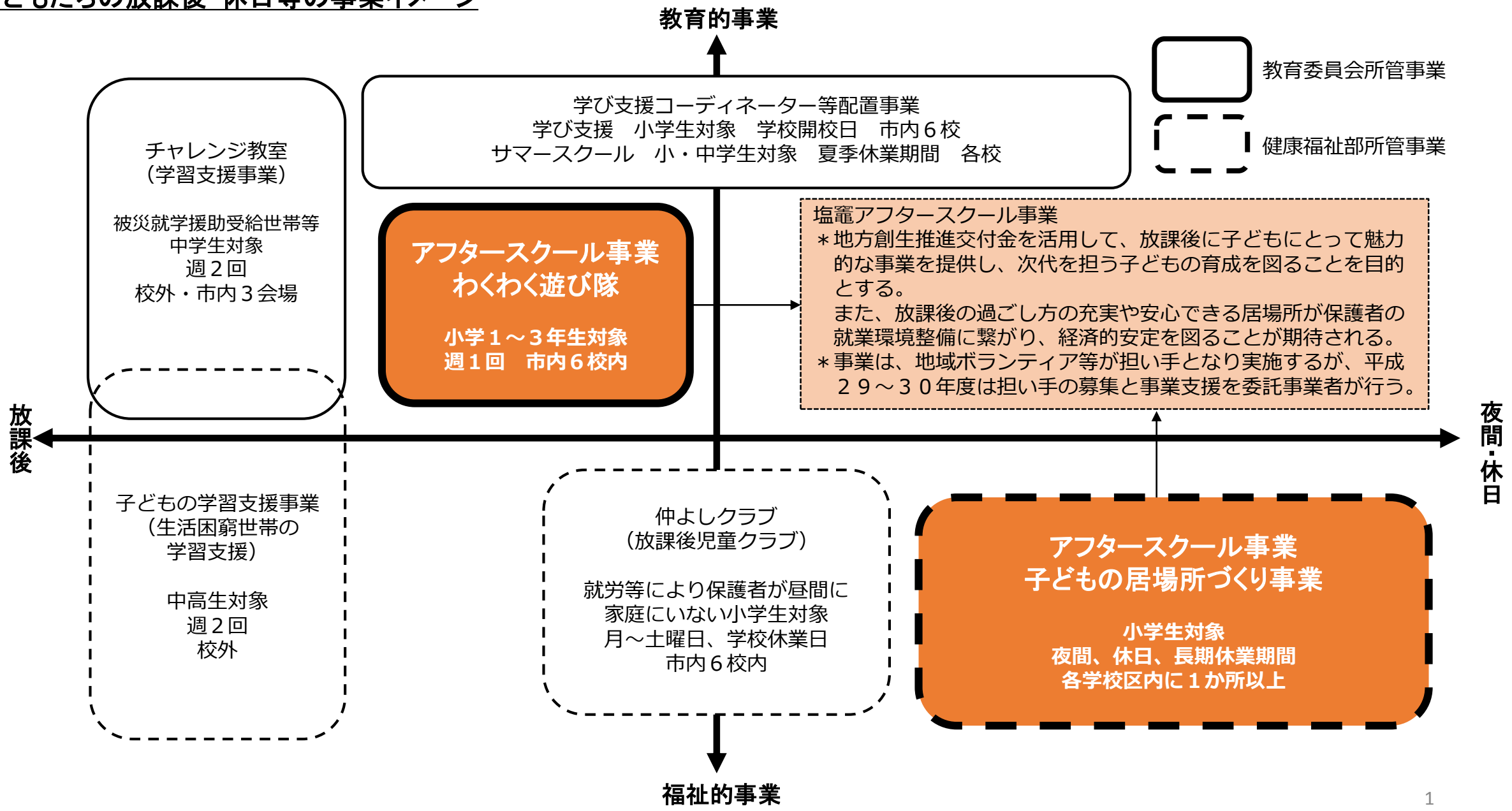
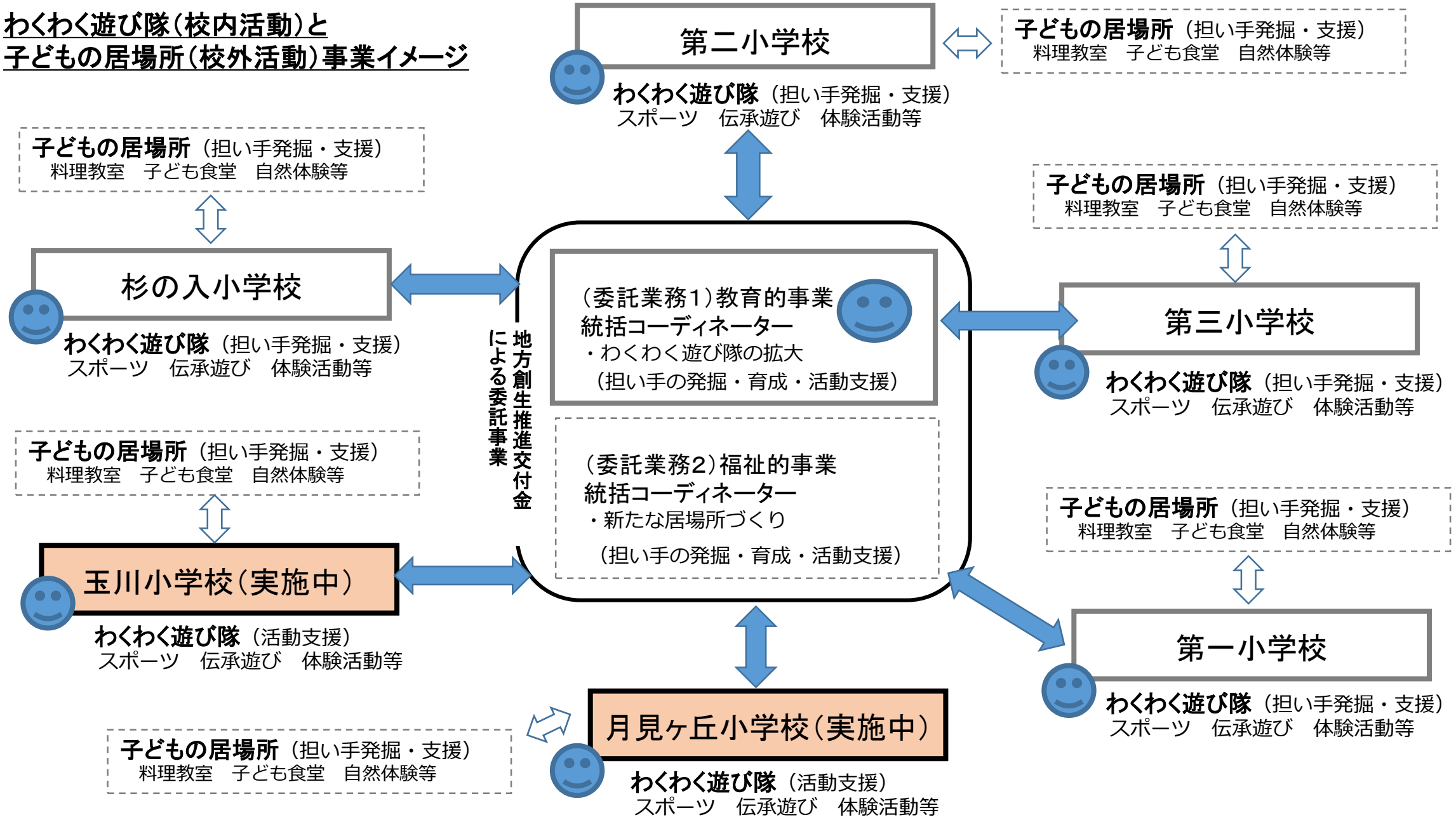
わくわく遊び隊（校内活動）と子どもの居場所（校外活動）事業イメージ